

関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）（中央ジャンクション）の建設事業に伴う用地取得等の施行に関する細目協定書

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社関東支社長（以下「乙」という。）と中日本高速道路株式会社東京支社長（以下「丙」という。）とは、平成24年5月10日付けで締結した「関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）の建設事業の施行に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第4条第1項の規定に基づき、用地取得に関する調査・測量（幅杭打設を含む。）、用地取得（区分地上権の設定等を含む。）及びこれに伴い通常生ずる損失の補償（以下「用地取得等」という。）の施行について、次のとおり細目協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、用地取得等の費用負担区分及び施行区分等について必要な事項を定め、その適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互協力）

第2条 甲、乙及び丙は、用地取得等の施行にあたり、相互に協力するものとする。

（適用範囲）

第3条 本協定の適用範囲は、別添図1に示すとおりとする。

（用地取得等の費用負担区分及び施行区分）

第4条 用地取得等の費用負担区分は、基本協定書第4条第1項に基づくものとし、その詳細は、別添図2に示す区分に基づき、甲が負担するものとする。

2 用地取得等の施行区分は、別添図3に示す区分に基づき、甲、乙及び丙が施行するものとする。

3 前項の施行区分により甲が負担する費用については、甲及び乙、または甲及び丙で協議のうえ、別途協定を締結するものとする。

（関係機関等との協議）

第5条 用地取得等の施行に伴う関係機関や地元との協議については、原則として第4条第2項に規定する施行区分により実施するものとし、必要に応じて甲、乙及び丙が協力して実施するものとする。

（苦情等の処理）

第6条 用地取得等の施行に伴う第三者からの苦情等については、原則として第4条第2項に規定する施行区分により処理するものとし、これによりがたい場合は、甲、乙及び丙で協議のうえ、処理するものとする。

(損害の負担)

第7条 用地取得等の施行に伴い生じた損害の負担については、それぞれの責に帰する場合を除き、甲及び乙、または甲及び丙で別途協議のうえ、定めるものとする。

(土地収用法の適用)

第8条 土地収用法(昭和26年法律第219号)を適用しようとするときは甲、乙及び丙が共同で行うものとし、その実施にあたっては甲、乙及び丙で別途協議するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から用地取得等が完了する日までとする。

(協定の変更)

第10条 本協定の内容を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙で協議のうえ、変更するものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲、乙及び丙で協議のうえ、定めるものとする。

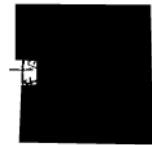
この協定の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年 8月22日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地
国土交通省
関東地方整備局長 深澤 淳



乙 東京都台東区北上野一丁目10番14号
東日本高速道路株式会社関東支社
支社長 遠藤 元

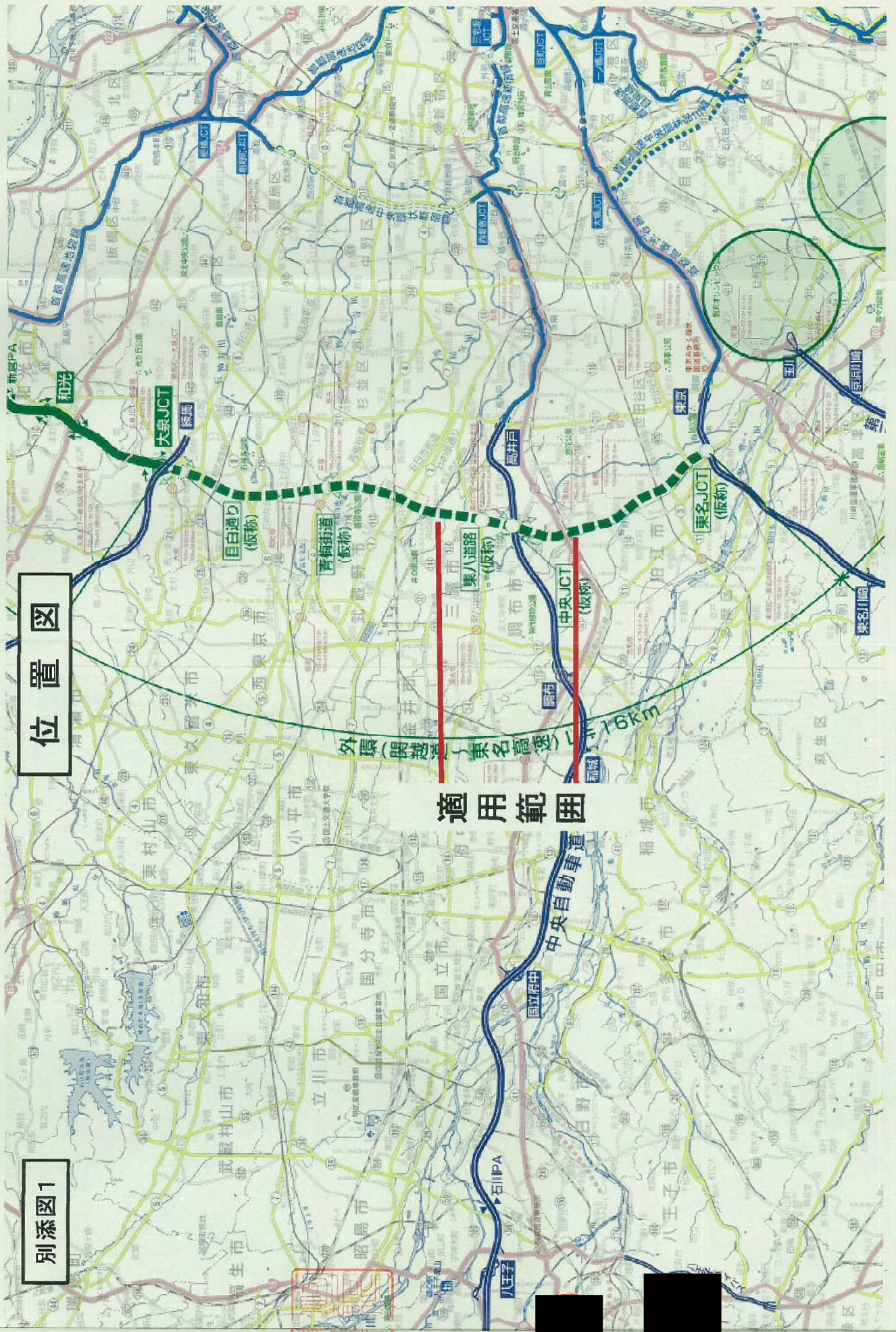


丙 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
中日本高速道路株式会社東京支社
支社長 奥脇 郁



位置図

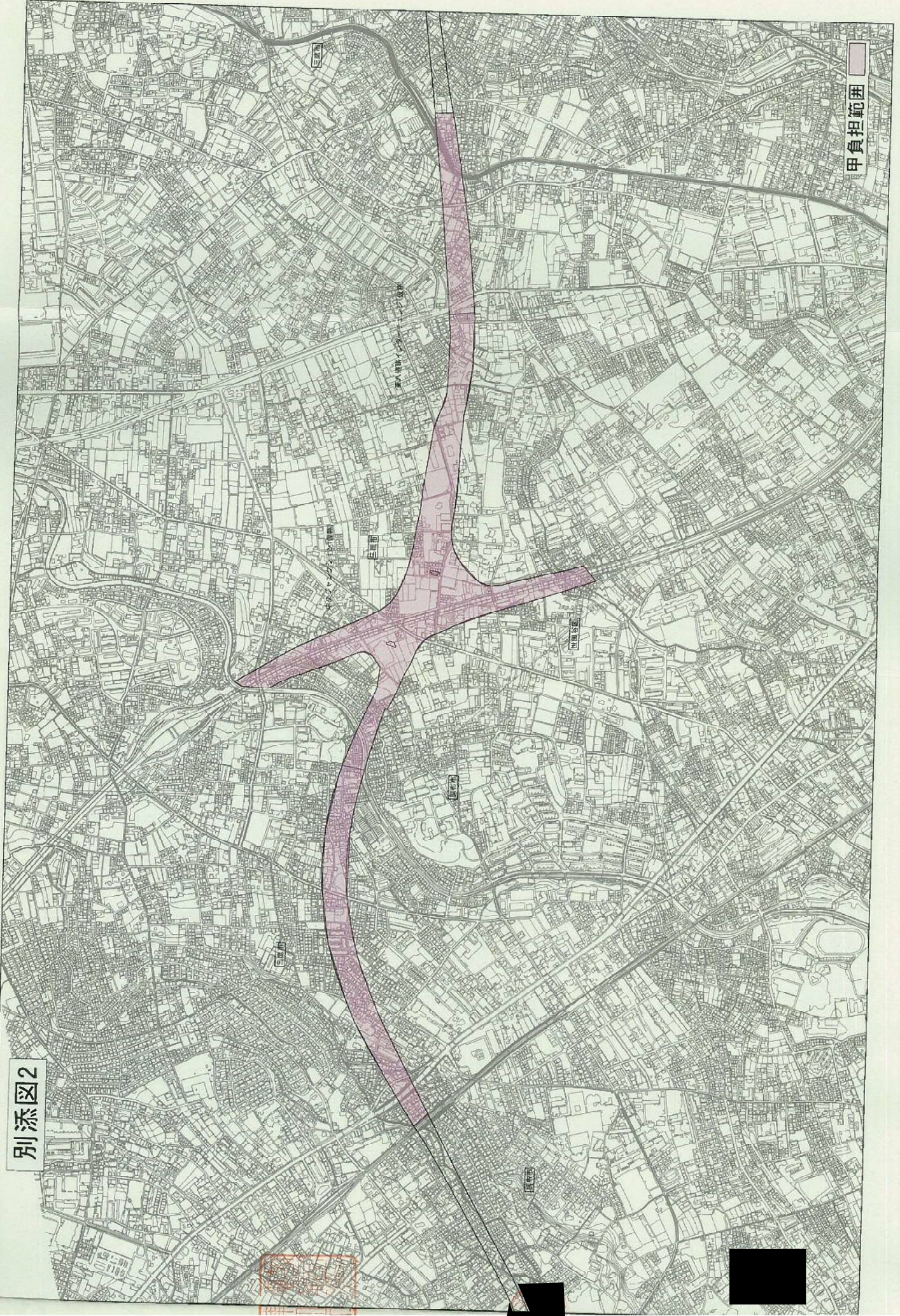
別添図1



適用範囲

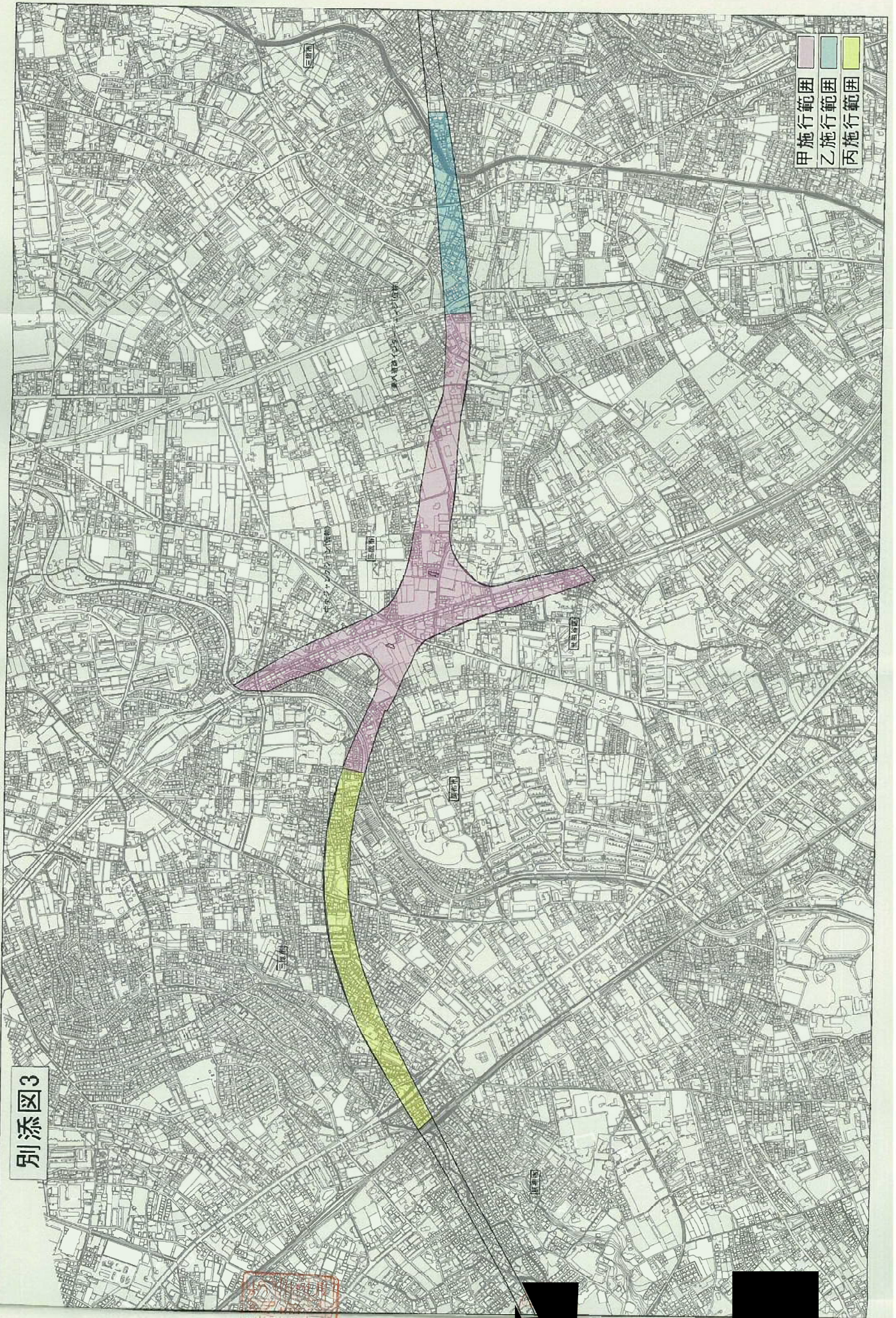
外環(関越道と東名高速)16km

別添図2



甲負担範囲

別添図3



甲施行範囲
乙施行範囲
丙施行範囲